

岩手県告示第 103 号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち商工労働観光部に係るもの（平成 18 年岩手県告示第 480 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 2 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
科学技術課	都市エリア産学官連携促進事業費補助、産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助及び岩手医科大学医療・薬学研究センター（仮称）整備支援事業費補助	科学技術課	都市エリア産学官連携促進事業費補助、 <u>地域イノベーション創出支援事業費補助</u> 、産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助及び岩手医科大学医療・薬学研究センター（仮称）整備支援事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			